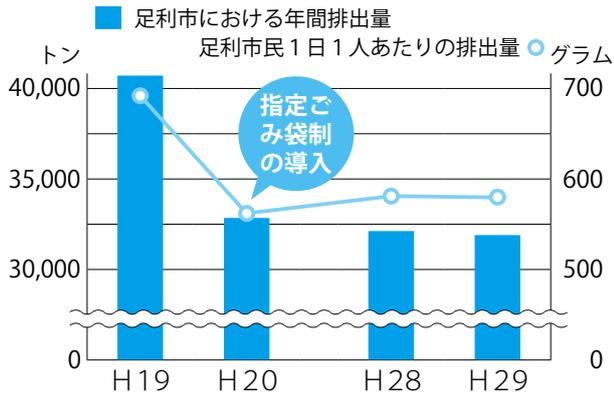


## 家庭から出る燃やせるごみの排出量



市民の皆さんのご協力により、平成29年度の家庭から出る燃やせるごみの排出量は前年度比で222トン(約0.7%)の減量となりました。ごみの減量は、温暖化の原因となる二酸化炭素の発生抑制にもつながります。そのため、まだまだごみの減量が必要です。一人一人が正しいごみの出し方を再確認し、まだ使えるものは使う、資源になるものはしっかりと分別するなど、身近なことから、ごみを減らしていきましょう。

ちょっとした工夫で



## まだまだ減らせる ごみの減量にご協力を



クリーン  
推進課  
☎202141

燃やせるごみの約4割が紙類です!

### 紙類の分別ワンポイント



ティッシュの箱のビニールは外す



しっかり十字に縛って、資源物の日に出しましょう。



大きさの違う紙類は紙袋に入れて、紙袋ごと出してしまうのが便利。



ティッシュやお菓子の箱、封筒や名刺も資源物。きちんと分別しましょう。

●ごみ減量のため、下記の制度もご利用ください。



### ご家庭の生ごみを資源に 生ごみ処理機器設置費補助金

種類	1基あたり補助率 (100円未満切り捨て)	1世帯あたり 補助個数
コンポスト容器	購入価格の3分の2 上限6,000円	1年間に 各2器まで
E M ストッカー		
電気式 生ごみ処理機	購入価格の2分の1 上限30,000円	5年間に 1基まで

**申込** 申請書を同課(本庁舎2階)または各公民館(織姫・助戸を除く)

※購入時に、購入店で申請書に必要事項を記入、押印してもらってください。



### いいこといっぱい 参加しましょう! 資源物集団回収

集団回収は――

- 売り払い代金が実施団体の活動資金になります。
- 地域コミュニティの活性化につながります。
- 子どもの環境教育にもつながります。
- 市の回収、分別経費が削減できます。

**市民の皆さんは**…町内や学校などで資源物集団回収が行われる場合は、ぜひご協力ください。

**実施団体の皆さんには**…取り組みに応じて報奨金を交付しています。まずは同課(本庁舎2階)へご相談のうえ、団体の事前登録を行ってください。

納税通知書を発送します

### 国民健康保険税

税務課・☎202127

発送時期 7月上旬

※6月中旬から7月中に加入の届け出をした方には、8月中旬に送付。

今年度の改正点(30年度分適用)

▽保険税の負担が軽減される対象者の拡大

▽医療分の保険税賦課限度額の引き上げ

▽資産割の廃止

納付方法 納付書に記載されている金融機関などで納付

※バーコード付きの納付書なら、土・日曜日や祝日でもコンビニエンスストアで納付できます。

## 7月の市税納期

収税課・☎202124

- ▶固定資産・都市計画税(2期)
- ▶国民健康保険税(1期)

納期限 7月31日(火)

口座振替キャンペーン実施中

9月28日(金)までに新規に口座振替を申し込んだ方に、足利学校、栗田美術館、あしかがフラワーパークいずれかのペア入場券を差し上げます。

## 福祉

お忘れなく!

### 年金請求の手続き

日本年金機構ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

平成29年8月1日から、老齢基礎年金を受けるのに必要な期間(受給資格期間)が25年から10年に短縮されました。新たに年金受給の対象となる方に、同機構から年金請求書を封入した黄色の封筒(A4サイズ)が郵送されています。

手続きをされていない方は、『ねんきんダイヤル』でご予約のうえ、最寄りの年金事務所にて手続きを行ってください。 ※手続きがお済みでない方には、同機構からお知らせのハガキをお送りしています。



### 65歳以上の方に発送します 介護保険料額決定通知書

対象 65歳以上の方 元気高齢課・☎202270

発送時期 7月中旬

納付方法

▽年金から差し引き(特別徴収)

II 決定通知書で徴収額などを通知

対象 年額18万円以上の年金を受給している方

▽納付書(普通徴収)

II 市役所、各公民館(織姫・助戸を除く)または金融機関で納付

対象 年度途中で65歳になったなどの理由で、特別徴収の対象にならない方

※今まで特別徴収で納めていた方に納付書が届くこともありま

すので、忘れずに納めてください。

※納付は口座振替が便利です。

保険料の賦課期日 4月1日

※年度途中で65歳になった方や、

転入した方は、誕生日の前日や

転入日が賦課期日となり、保険

料額は月割になります。

保険料の基準額 3年ごとの改

訂により、今回の基準額が変わ

ります。

※詳細は、通知書をご確認ください。

▼サービス利用の自己負担割合 1割

※29年中の所得が一定額以上の方は2割または3割。

▼保険料を1年以上滞納すると滞納期間に応じて、次の措置がとられます。

▽償還払いIIサービスを利用したときに全額を支払い、保険給付分は申請により後日受領

給付額の減額II自己負担が3割または4割になります。

▽給付額の減額II自己負担が3割または4割になります。

▼食費・居住費の軽減制度

対象 市民税非課税世帯の方で特別養護老人ホーム、老人保健施設などを利用する方

申込 申請書などを同課(本庁舎1階19番窓口)

※毎年申請が必要です。

※申請書は同課または市ホームページで入手できます。

## 7月は『社会を明るくする運動』強調月間

社会福祉課・☎202132

犯罪や非行のない 地域社会を築くために…



市内でも『更生保護ボランティア』さんが活動を支えてるよ